

新潟市議会議員の資産等の公開に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、政治倫理の確立のための新潟市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成18年新潟市議会規程第1号。以下「規程」という。)第10条第6項の規定に基づき資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下「報告書」という。)の閲覧に関して、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 規程第10条第2項に規定する議長が指定する場所とは、新潟市役所議会事務局とする。

(閲覧の手続)

第3条 報告書を閲覧しようとする者は、別記様式による閲覧受付簿に住所、氏名を記入しなければならない。

第4条 議長は、報告書の写しを交付することができる。

2 報告書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 写しに要する費用は、A3版以下1枚につき10円とし、写しの交付部数は1人につき1部とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

閱 覧 受 付 簿

日付 _____ 年 月 日

受付番号 _____

氏 名	住 所

閲覧をしようとする報告書

区 分	議 員 名
資 産 等 報 告 書 （ 年提出分）	
資 産 等 補 充 報 告 書 （ 年提出分）	
所 得 等 報 告 書 （ 年提出分）	
関 連 会 社 等 報 告 書 （ 年提出分）	

* 区分欄 閲覧をしようとする報告書の に レ を付けてください。

* 議員名欄 閲覧をしようとする議員名を記載してください。

全員の場合は「全員」と記載してください。

写しの交付希望の有無。

有 ・ 無

* を付けてください。